

英語コーパス学会 研究会規程

(研究会)

第1条 コーパスを用いた英語およびその関連領域の調査・研究事業のために、本学会に研究会を設置する。

(研究会の名称)

第2条 本学会の研究会の名称は、「英語コーパス学会〇〇研究会」とする。英文表記は「JAECS SIG on ...」とする。

(研究会の構成)

第3条 研究会は5名以上の本学会会員で構成する。

- 2 研究会には代表者と副代表者を置く。代表者と副代表者は本学会会員であることとする。
- 3 研究会に所属する者は本学会会員を原則とする。

(研究会の設置)

第4条 本規程に則って研究会を設置しようとする者は、本学会の事務局長を通じて研究会設立趣意書を提出し、理事会の承認を得る。

(研究会の解散)

第5条 研究会を解散する場合は、研究会解散届を理事会に提出し、理事会の承認を得る。

- 2 研究会の活動が2年にわたって認められない場合は、理事会の審議を経て、解散とする。

(研究会の開催)

第6条 研究会は原則として定期的を開催するものとする。

(研究会の任務)

第7条 研究会は研究成果を公表することを原則とする。

(研究会の報告義務)

第8条 研究会は毎年、当該年度の活動報告および会計報告、研究会会員名簿、翌年度の活動計画および予算を理事会に報告する。

- 2 前項の報告を特別の理由なく怠った場合には、理事会の審議を経て、解散とする。

(研究会補助費)

第9条 研究会には、申請にもとづいて活動費が与えられる。活動費は別に定める。

- 2 補助費を上回る支出があった場合は、各研究会の自助努力でまかなうものとする。
- 3 年度末に補助費が余った場合は、その残額を当該年度末に返金する。

(研究会の出版刊行)

第10条 研究成果の出版物刊行については、所定の手続きに従い出版計画書等を理事会に提出し、承認を得る。

付則 本規程は2017年4月22日から施行する。